

平成 22 年 4 月 16 日
関 東 財 務 局

三浦藤沢信用金庫に対する行政処分について

1. 三浦藤沢信用金庫（本店：神奈川県横須賀市）については、当局検査において、反社会的勢力に対する融資取引等の対応について、経営陣等が経営方針に反してトラブル回避を優先し、当該取引を容認していることが判明したことから、同勢力との関係遮断に向けた取り組みの状況等について、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき報告を求めた。
その結果、法令等遵守態勢の確立に向けた取り組みが不十分であるとともに、理事会や監事等による経営監視・牽制機能が働いていないなど、経営管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同信用金庫に対し、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 反社会的勢力と決別し、健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢及び経営管理態勢を抜本的に見直し、充実・強化すること。
 - ① 法令等遵守及び経営管理にかかる経営責任の明確化
 - ② 理事会や監事等による経営監視・牽制機能の充実・強化
 - ③ 全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
 - ④ 疑わしい取引の届出義務を的確に履行する態勢の充実・強化
 - ⑤ 内部監査機能の充実・強化
- (2) 上記（1）に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 22 年 5 月 17 日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。
なお、計画の推進・実施及び改善状況について、第三者機関による検証・評価を受けた場合には、その結果を報告すること。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部 金融監督第 2 課
電話 048-600-1148（ダイヤルイン）
関東財務局 横浜財務事務所 理財課
電話 045-681-0933（ダイヤルイン）